

岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱

平成22年5月18日

岡山市告示第443号

(趣旨)

第1条 アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消を図るため、民間建築物の所有者が行うアスベスト分析調査事業及びアスベスト除去等事業(以下「アスベスト改修事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱においてアスベストとは、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第2条に規定する石綿等をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト分析調査事業 次条に規定する補助対象建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査(以下「分析調査」という。)を行う事業であって、別表第1に定める基準に適合するもの
- (2) アスベスト除去等事業 次条に規定する補助対象建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストについて除去、封じ込め又は囲い込みの措置(以下「除去等」という。)をするものであって、別表第2に定める基準に適合するもの

(補助対象建築物)

第4条 アスベスト改修事業に係る建築物は、岡山市内に存在し、多数の者が利用する民間建築物(多数の者が共同で利用する部分(付属する電気室、機械室等を含む。))に限る。)であって、露出して吹付けアスベストが施工されているもの(アスベスト分析調査にあつては、アスベストが施工されているおそれがあるもの)とする。ただし、解体するもの及びその部分を除く。

(補助事業者)

第 5 条 補助事業者は、次の要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であること。
- (2) 国，地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人，地方公共団体が設立した地方独立行政法人及び国又は地方公共団体の設立，出資等に係る法人をいう。以下同じ。）以外の者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助金の交付の制限)

第 6 条 補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物について、第 3 条に規定する補助事業ごとに 1 回までとする。

2 国，地方公共団体その他これらに準ずる団体の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、次のとおりとする。

事業の種類別	補助対象経費	補助金額
アスベスト 分析調査事 業	1 サンプル採取に要する経費 2 定性・定量分析に要する経費	補助対象経費の実支出額の合計額とし、調査箇所 1 箇所あたり 6 万円を上限とする。ただし、5 箇所以上調査する場合は、25 万円を上限とする（補助対象建築物が同一敷地内に複数ある場合で、複数の補助対象建築物を 5 箇所以上調査する場合も同様とする。 ）。

<p>アスベスト除去等事業</p>	<p>吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに係る工事に要する経費（次に掲げる経費を含む。）</p> <p>(1) 廃アスベストの処分及び運搬に要する経費</p> <p>(2) 建築基準法令の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための経費</p>	<p>補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額で、1棟あたり上限を1,000万円とする。ただし、補助対象建築物が同一敷地内に複数ある場合は、当該敷地につき1,000万円を上限とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 補助金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 補助対象経費には、消費税相当額を含む。</p>		

（実施内容の事前協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする所有者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する書類を持参し、事前に市長と協議しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときはこの限りでない。

（交付の申請）

第9条 アスベスト分析調査事業に係る申請者は、事業を実施する前に岡山市アスベスト改修事業費補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者を明らかにする書類
- (2) 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日及び用途を明らかにする書類
- (3) 補助対象建築物の全景、対象部位・状況等が確認できる写真
- (4) 補助対象建築物を明示した付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等
- (5) 3社以上によるアスベスト分析調査事業に係る対象経費の見積書
- (6) 市税の完納証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 アスベスト除去等事業に係る申請者は、事業を実施する前に岡山市アスベスト改修事業費補助金交付申請書（アスベスト除去等事業）（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る補助対象建築物の壁，柱，天井等にアスベストが吹き付けられていることを証する書類

(2) 3社以上によるアスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書

(3) 前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 規則第8条の通知は，岡山市アスベスト改修事業費補助金交付決定通知書（分析調査事業・アスベスト除去等事業）（様式第3号）によるものとする。

（変更等の承認申請）

第11条 規則第12条に規定する計画変更の承認は，次の各号に定める区分に従い，当該各号に定める書類を市長に提出して行わなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じる内容変更のとき 岡山市アスベスト改修事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）

(2) 補助金の額に変更が生じない内容変更のとき 岡山市アスベスト改修事業内容変更承認申請書（様式第5号）

(3) 補助事業を中止しようとするとき 岡山市アスベスト改修事業中止承認申請書（様式第6号）

2 市長は，前項の申請があったときは当該申請内容を審査し，承認をしたときは，その旨を補助事業者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第12条 アスベスト分析調査事業に係る規則第16条第1項に規定する実績報告は，岡山市アスベスト改修事業完了実績報告書（分析調査事業）（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 分析調査を実施した機関（以下「分析機関」という。）が発行した分析調査結果報告書

(2) 分析調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し

(3) 分析調査に要する費用に係る分析機関からの領収書の写し

2 アスベスト除去等事業に係る規則第16条第1項に規定する実績報告は、岡山市アスベスト改修事業完了実績報告書（アスベスト除去等事業）（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) アスベストの除去等を行う施工者（以下「施工者」という。）が発行した改修結果報告書

(2) アスベストの除去等の実施に関して施工者と締結した契約書の写し

(3) アスベストの除去等に要する費用に係る施工者からの領収書の写し

(4) アスベストの除去等を施工した後のアスベスト粉じん濃度測定結果報告書

(5) 現場工事写真（施工状況が適切に確認できるものに限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 規則第17条に規定する確定通知は、岡山市アスベスト改修事業費補助金確定通知書（分析調査事業・アスベスト除去等事業）（様式第9号）により行うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（関係書類の整備等）

第15条 申請者は、第12条第1項又は第2項に規定する書類のほか、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、補助事業完了後も補助事業者に対し必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助対象建築物について補助事業完了後1年以内にやむを得ず譲渡、貸付け、解体等を行う必要がある場合には、あらかじめ市長の承認を得なければ

ならない。この場合において、市長が必要であると認めるときは、補助事業者に対し補助金の返還を求めることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

アスベスト分析調査事業に係る基準

- (1) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関」であること。
- (2) 分析調査の方法は、J I S A 1 4 8 1 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」により行うこと。
- (3) 分析調査の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、交付決定の通知日から起算して 3 0 日以内であること。

別表第 2 (第 3 条関係)

アスベスト除去等事業に係る基準

- (1) 施工者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者
 - イ 特定化学物質等作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行する建築物解体等における石綿粉じんへの暴露防止マニュアルに従って施工することができる者
- (2) アスベストの除去等は、次号に掲げるもののほか、前号ア又イに掲げる施工者の区分に応じて、それぞれア又はイに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。
- (3) 除去等のうち、アスベストを封じ込める措置を行う場合は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 3 7 条第 2 項に基づく認定を受けた石綿飛散防止剤を使用すること。
- (4) 除去等の施工に当たっては、アスベスト関連法令及び労働安全衛生法等の施工に関する法令の規準を遵守すること。
- (5) 除去等の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、交付決定の通知日から起算して 9 0 日以内であること。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度 岡山市アスベスト改修事業費
補助金交付申請書 (分析調査事業)

岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱 (平成 2 2 年市告示第 4 4 3 号。以下「要綱」という。) 第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則 (昭和 4 8 年市規則第 1 6 号) 及び要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請額の算出基礎

見積金額 (A)	円
補助対象経費の額 (B)	円
$(B) \times 1 0 / 1 0$ (C)	円
補助限度額 (D)	円
補助申請額 (C) 又は (D) のいずれか少ない額	円

3 分析調査の着手予定 年 月 日

調査結果の判明予定 年 月 日

4 概要

所有者	
所在地	
建築年	
用途	
構造	
床面積	
調査面積	
分析箇所 の状況	

5 その他

分析による調査を 行う分析機関（予定）	分析機関名： 所在地： 電話番号：（ ） -
分析による調査の方法	
分析による調査の見積 額	円
添付書類	<p>(1) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類</p> <p>(2) 確認済証，検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日及び用途が分かる書類</p> <p>(3) 全景，調査部位，状況等が確認できる写真</p> <p>(4) 付近見取図，配置図，各階平面図，立面図等</p> <p>(5) アスベスト分析調査事業に係る対象経費の見積書 (3社以上)</p> <p>(6) 市税の完納証明書</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めた書類</p>

様式第 2 号 (第 9 条関係)

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度 岡山市アスベスト改修事業費
補助金交付申請書 (アスベスト除去等事業)

岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱 (平成 2 2 年市告示第 4 4 3 号。以下「要綱」という。) 第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則 (昭和 4 8 年市規則第 1 6 号) 及び要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請額の算出基礎

見積金額 (A)	円
補助対象経費の額 (B)	円
$(B) \times 2 / 3$ (C)	円
補助限度額 (D)	円
補助申請額 (C) 又は (D) のいずれか少ない額	円

3 アスベストの除去等に係る工事の着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

4 概要

所有者	
所在地	
建築年	
用途	
構造	
面積	
除去等面積	
除去等を行う箇所	

5 その他

除去等を行う 施工業者（予定）	業者名： 所在地： 電話番号：（ ） -
除去等の内容	除 去 封じ込め 囲い込み
除去等の見積額	円
添付書類	<p>（ 1 ）申請に係る補助対象建築物の壁，柱，天井等にアスベストが吹き付けられていることを証する書類</p> <p>（ 2 ）申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類</p> <p>（ 3 ）確認済証，検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日及び用途が分かる書類</p> <p>（ 4 ）全景，調査部位，状況等が確認できる写真</p> <p>（ 5 ）付近見取図，配置図，各階平面図，立面図等</p> <p>（ 6 ）アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書 （ 3社以上）</p> <p>（ 7 ）市税の完納証明書</p> <p>（ 8 ）前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めた書類</p>

様式第3号（第10条関係）

岡建指 第 号
年 月 日

年度 岡山市アスベスト改修事業費
補助金交付決定通知書（分析調査事業・アスベスト除去等事業）

申請者 住 所
氏 名 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱（平成22年市告示第443号）第10条の規定により通知します。

1 交付決定内容

補助年度	年度
補助対象金額	円
補助金額	円
交付予定時期	補助事業完了後、補助事業実績報告書に基づき支払う。

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

- (4) 岡山市補助金等交付規則，岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (5) 補助事業者は，補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は，速やかに市長に報告するとともに，市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度 岡山市アスベスト改修事業費

補助金交付変更申請書（分析調査事業・アスベスト除去等事業）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業については、
今般下記のとおり事業内容を変更したいので、岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要
綱（平成22年市告示第443号）第11条第1項第1号の規定により、関係書類を添え
て申請します。

記

1 変更内容

2 変更の具体的理由

3 補助金交付決定額 円

補助金交付変更申請額 円

差引増減額 円

4 添付書類

（1）岡山市アスベスト改修事業費補助金交付決定通知書の写し

（2）その他変更内容を確認するために必要な書類

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度 岡山市アスベスト改修事業

内容変更承認申請書（分析調査事業・アスベスト除去等事業）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業については、
今般下記のとおり事業内容を変更したいので、岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要
綱（平成22年市告示第443号）第11条第1項第2号の規定により、関係書類を添え
て申請します。

記

1 変更内容

2 変更の具体的理由

3 添付書類

（1）岡山市アスベスト改修事業費補助金交付決定通知書の写し

（2）その他変更内容を確認するに必要な書類

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度 岡山市アスベスト改修事業

中止承認申請書(分析調査事業・アスベスト除去等事業)

年 月 日付け第 号で交付(変更)決定の通知を受けた標記事業については、今般下記のとおり事業を中止したいので、岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱(平成22年市告示第443号)第11条第1項第3号の規定により申請します。

記

1 交付決定額 円

2 中止の理由

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度 岡山市アスベスト改修事業完了実績報告書（分析調査事業）

年 月 日付け第 号で交付（変更）決定の通知を受けた標記事業が完了したので、岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱（平成22年市告示第443号）第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

2 補助事業の実施期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 分析調査を行った分析機関名

4 添付図書

（1）分析機関が発行した分析調査結果報告書

（2）分析による調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し

（3）分析による調査に要する費用に係る分析機関からの領収書の写し

様式第8号（第12条関係）

平成 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年度 岡山市アスベスト改修事業
完了実績報告書（アスベスト除去等事業）

年 月 日付け岡建指第 号で交付（変更）決定の通知を受けた標記事業
が完了したので、岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱（平成22年市告示第44
3号）第12条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

2 補助事業の実施期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 除去等の施工業者名

4 添付図書

- (1) アスベストの除去等を行う施工者（以下「施工者」という。）が発行した改修結果報告書
- (2) アスベストの除去等の実施に関して施工者と締結した契約書の写し
- (3) アスベストの除去等に要する費用に係る施工者からの領収書の写し
- (4) アスベストの除去等を施工した後のアスベスト粉じん濃度測定結果報告書
- (5) 現場工事写真（施工状況が適切に確認できるものに限る。）

様式第9号（第13条関係）

岡建指 第 号
年 月 日

申請者 住所

氏名 様

岡山市長 印

年度 岡山市アスベスト改修事業費

補助金確定通知書（分析調査事業・アスベスト除去等事業）

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱（平成22年市告示第443号）第13条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
補助事業経費精算額	円
補助率	（10分の10以内・補助対象経費の3分の2以内）
補助金の確定額	円
備考	

（注）補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。